

令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：製造産業局航空機武器産業課
製造産業局宇宙産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		航空機部分品等の免税									
改正要望の内容		関税暫定措置法第4条において、令和8年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税について、適用期限を延長。									
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
										△2,700 百万円/年	— 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 航空機宇宙産業が受注生産である状況及び、本制度が新しい技術開発や事業化を支援する政策であること等に鑑み、定期的に制度の見直しを行う必要があることから、適用期限は3年としたい。									
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>(1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等</p> <p>航空宇宙産業は、民間航空機を中心にコロナ禍の影響から脱却しV字回復が継続、さらには拡大しており、令和6年度には航空機生産額が2兆円を超え、これまでの最高額となるなど市場規模の順調な成長が見込まれる産業である。その部材・素材の高度化等は、他産業への技術的波及効果をもたらし、今後の我が国経済の成長の基盤となる。また、安全保障を担う重要な産業であるため、欧米等の諸外国においても、政府が航空機や宇宙機器開発への積極的な支援（公的関与）を実施している。こうした観点から、我が国においても、航空宇宙産業への積極的な支援を実施している。</p> <p>民間航空機開発については、搭載エンジンを含め、巨額の開発費（数千億円）、長期の投資回収期間（十数年程度）を必要とするため、開発・販売リスクが極めて高い産業であり、国際共同開発が航空機開発の趨勢となっている。</p> <p>防衛航空機についても、日米相互防衛援助（MDA）協定に基づくライセンス生産等を行っており、また、自衛隊が運用している航空機の修理も行っている。</p> <p>航空機用の部分品や素材は民間航空機、防衛航空機いずれも共通して使用されるものだが、航空当局からの認定を受けるためには厳しい量産品質保証を求められることから、製造可能な企業が少数に限られている。</p> <p>今後進められていく次世代機開発でのパートナー選別において、新興工業国の市場参入や顧客となる格安航空会社（LCC）の台頭により、コスト競争力を格段に重視せざるを得ない市場環境に急速に変化しつつある中、日本企業からプライムメーカーへの部品供給率を上げることが肝要。</p>									

宇宙開発分野については、戦後間もない頃から軍事利用を主目的の一つとして発展させてきた欧米に比して、我が国では、軍需による下支えもなく、限られた官需に依存した構造が続いてきたため、民需獲得に必要な産業基盤や技術力に関して後れを取ってきた。世界では民間企業による宇宙ビジネスが急速に拡大しており、従来の政府主導型の宇宙開発から、民間企業が主導して衛星の製造・打ち上げ・軌道上サービスを行う形式が主体となりつつあるが、わが国企業は、急速に拡大する世界の商業宇宙市場の中で、十分な競争力を有しているとは言い難い。

航空機部分品等の免税制度は、①航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材、並びに②人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット等の部分品並びにその製作に使用する素材のうち国産困難と認められるものについて、その関税を免除し、航空機やロケット等開発の低コスト化に直接繋げることで、国内産業の国際競争力の強化、さらに我が国企業の生産・技術基盤の維持・向上を目的としてきた。

(2) 輸入状況等

航空機部分品等の免税制度の対象となっている品目の直近3年間の輸入額については下表のとおり。

輸入相手国（上位3カ国）は米国、英国、ドイツ。

（億円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
輸入額	257	397	643

(3) 国際市況等

航空宇宙関連市場の回復／成長並びに昨今の物価高騰による数量増／単価増のため、輸入額は増大傾向にある。当該品目は、対象が非常に多種に亘る一方、厳しい規格や認定により製造可能な企業が限定される場合が多く、単価変動の割合は比較的低位であると考えられる。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

対象品目をまとめた国際交渉は実施されていない。

非常に多くの品目に亘るが、諸外国においては免税もしくは低率（数％）の関税が適用されている場合が多い。（EU、英国、韓国等）

② 問題点

航空機部分品等は、部品製造企業が技術を持っていたとしても、限られた少数単位の部品注文に対応できないことやプライムメーカーによる規格認定が求められるなどの理由で、コスト面等から国内での調達がより困難な状況となっている。

上記のとおり相当額の部分品・素材を輸入せざるを得ない一方、我が国航空宇宙産業は海外輸入資材の高騰や円安傾向の中でも、従前の価格以下のコストでの厳しい国際競争に晒されている。

<p>改正の必要性和目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の目的（政策の達成目標）</p> <p>前項問題点のとおり、部分品等の調達を海外からの輸入に頼っている状況下、一層激化する国際競争に対応するため、輸入による部分品調達等に係るコストを抑える必要がある。</p> <p>EU、英国、韓国等も免税もしくは低率の関税を課す中で、日本も本制度を活用し、航空機やロケット等開発の低コスト化に直接繋げ、国際競争力の強化に効果的に作用するとともに、部分品等を使用した航空機・宇宙関連機器の技術開発にも貢献し、ひいては我が国産業全体や経済社会の発展及び国民生活の向上に大きく寄与するものであり、非常に効果が高い。</p> <p>② 改正の方向性</p> <p>当該部品に係る関税を免税化することにより、各国との熾烈な競争の中でも、我が国航空宇宙産業が国際競争力を確保することができるため、本制度の延長は適正であると判断できる。</p> <p>最終的には各種航空機部分品等及び宇宙機器部分品等の国産開発及び航空宇宙産業における国際市場の競争環境の確保が目的であるが、その目的を達成するまでの間、国際競争力を強化するための暫定的な措置とすることが適切である。</p> <p>③ 改正目的達成予定時期</p> <p>我が国の航空宇宙産業における国際市場での競争力の確保並びに各種航空機部分品等及び宇宙機器部分品等の国産開発・量産達成時</p> <p>航空機が受注生産であるために航空機部分品等の調達は発注から2～3年後の納入を想定して価格交渉を行っている。宇宙機器部分品等も、部品によっては打上げの2年以上前に調達を行う。また、制度の安定的運用が求められる一方で国内メーカーの状況を勘案し定期的に制度の見直しを行う必要があることから、適用期限は3年とするのが妥当である。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正による効果・影響</p> <p>(1)改正による国内産業保護に与える効果・影響</p> <p>令和8年度から令和10年度までの当該品輸入額は、約2,604億円を見込んでおり、本制度によって関税の免税化を図ることにより、3年間で約97億円のコスト低減が見込まれている。(令和8年度：約31.5億円、令和9年度：約32.8億円、令和10年度：32.8億円)</p> <p>(2)消費者等の利益に与える効果・影響</p> <p>免税措置により国内運航会社の国際競争力及び経営体質強化が図られることから利用者にとっても利便性が高まると考えられる。</p> <p>(3)その他の効果・影響</p> <p>対象品は国産困難な物品に限定していることから、国内産業との競合は生じない。</p>

	<p>② 改正の妥当性</p> <p>①項のとおりコスト低減による国際競争力強化（含、国内運航会社）、国内産業との競合が生じない等の観点から、関税暫定措置法を改正することが最も適当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>経済産業省の令和5年度政策評価において、経済安全保障を軸とした国内製造業のグローバル競争に向けた取り組みを強化することとしており、本改正によるコスト低減によって、航空宇宙産業の国際競争力を強化することができる。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>これまで、ボーイングとの国際共同開発では、我が国の製造分担割合が B767 : 15%、B777 : 21%、B787 : 35%と着実に増加している。今後、次世代機の開発においても共同開発のパートナー選別が国際的に進められる見通しであり、本制度の延長によるコスト低減によって、さらなるシェア獲得が見込まれ、航空宇宙産業の国際競争力を強化することが出来る。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>政府による「GX2040 ビジョン」（令和7年2月閣議決定）における2050年CN達成の国際的な合意目標の中で、国内航空機産業の主体的・継続的な成長の実現を目指すことが明記された。</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（令和7年6月閣議決定）及び「統合イノベーション戦略 2025」（令和7年6月閣議決定）において、宇宙分野に関して、各種ロケット（基幹ロケット、民間事業者によるロケット開発等）やその他宇宙機器の国際競争力強化に向けた取組を進めることが明記された。</p> <p>令和6年4月経済産業省が航空機産業の国際競争力強化を目指す「航空機産業戦略」を策定。また令和5年4月内閣府は国際競争力を持つ宇宙産業の戦略的育成・支援を織り込んだ「宇宙基本計画」を決定した。</p> <p>③ 関連措置</p> <p>関税定率法第15条〔特定用途免税〕第1項第10号に基づく免税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間航空機貿易に関する協定による免税 <p>WTO協定－附属書4の複数国間協定の一つ。民間航空機や民間航空機の主要装備品が免税の対象。民間用航空機に限定。未完成品、全ての形状の素材、原材料及び消耗品は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生用国際宇宙基地のための協力に関する協定による免税 <p>本協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアについては全て免税。あくまで国際協力の観点から条約に基づいて免税とされているものであり、民生用国際宇宙基地用途のものに限定。</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（MDA）に基づく免税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米間で政府取決めがなされている防衛省向け機種に限定。

それぞれの協定の免税範囲には差異があり、国際共同開発、国産機開発、コスト低減に資するためには、これらだけでは不十分である。

	機体	装備品	部分品・原材料
民間機	民間機協定	民間機協定	関税暫定措置法 4 条
防衛省機	M D A 協定第 6 条	M D A 協定第 6 条	M D A 協定第 6 条 関税暫定措置法 4 条

また、航空機部品製造企業に対し、産業振興事業として、各種補助事業を実施。そのほか、グリーンイノベーション基金等も活用し、複合材料や水素エンジン等、次世代航空機開発に必要な技術分野の支援を実施。さらに、次世代航空機に係る技術については、認証段階において日本が有利となるよう、経済産業省と国土交通省は令和 4 年 6 月、「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」を設置。国際標準化のルール作りに関し調査を実施。

宇宙産業においては、宇宙戦略基金等の様々な経済施策を活用し、部品・コンポーネントや統合航法装置等、衛星やロケットを構成する部分品の開発・実証等の支援を実施。

○ 改正経緯

これまでの改正状況

昭和 26 年度 関税率法附則により航空機等の免税措置を実施。
 昭和 35 年度 関税暫定措置法制定。国産困難なものを免税対象に。
 昭和 37 年度 「税関長の承認を受けた工場において航空機の製作に使用する素材」を免税対象に追加。
 昭和 48 年度 宇宙機器等を免税対象に追加。
 昭和 56 年度 プロペラ式の単発式飛行機及び双発式飛行機を免税対象から削除。
 昭和 59 年度 双発式飛行機（推力 5 重量トン以上のターボジェットエンジンを 2 基有するもの）、三発式ターボジェット飛行機、四発式飛行機以外の飛行機の発電機、電動機及びインバーターの部分品を免税対象から削除。
 昭和 61 年度 慣性航法装置等の品目を免税対象から削除。
 昭和 62 年度 飛行機用プロペラを免税対象から削除。
 平成 2 年度 航空機本体等を免税対象から削除。
 平成 8 年度 サーチライト装置の部分品等 2 品目を免税対象から削除。
 平成 11 年度 計器の部分品やヘリコプター用ウインチの部分品等を免税対象から削除。
 以来、継続的に免税措置が認められ現在に至る。
 経済産業省では航空宇宙の国内製造企業がプライムメーカーに提供する部品供給率を上げること、部品の国際競争力向上に資すること、国土交通省では、航空機の国内運航企業の国際競争力強化に資すること、経営体質の強化に資することを念頭に、別々で要望している。

措置による効果	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の暫定措置として、免税している。本措置を適用した航空機部分品等の輸入額は、令和5年度は約397億円、令和6年度は約643億円、令和7年度は約760億円を見込んでおり、免税実績は、令和5年度は約15.0億円、令和6年度は約27.2億円、令和7年度は約29.9億円を見込んでいる（企業からのヒアリングに基づく）。本制度の継続により、航空宇宙産業でのコスト低減による国際競争力の強化につながっている。
----------------	--